

証券コード 6946
平成29年6月23日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目1番5号
日本アビオニクス株式会社
代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦

第67期定時株主総会および

普通株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第67期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

【第67期定時株主総会】

- 報告事項**
1. 第67期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容および連結計算書類の監査結果を報告
いたしました。
 2. 第67期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 株式併合の件
本件は原案どおり、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式を10株につき1株の割合で併合することについて承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり、承認可決されました。主な変更内容は次のとおりであります。

- (1)平成29年10月1日をもって、すべての種類の株式の単元株式数を100株といたします。
- (2)株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって発行可能株式総数を8,000万株から800万株に、普通株式の発行可能種類株式総数を7,600万株から760万株に、それぞれ変更いたします。
- (3)株式併合に伴い、平成29年10月1日をもって第2種優先株式の下限転換価額を69円から690円に変更いたします。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は原案どおり、秋津勝彦、新井孝男、延岡健太郎、望月愛子、伊藤茂樹および松本康子の6氏が再選され、また、新たに上田勇氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、延岡健太郎および望月愛子の両氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、監査役 関澤裕之氏の辞任に伴う選任に関し、原案どおり、新たに大貫篤繁氏が選任され、就任いたしました。

【普通株主様による種類株主総会】

議 案 株式併合の件

本件は原案どおり、承認可決されました。

内容は定時株主総会決議事項第1号議案のとおりであります。

以 上

なお、本総会終了後開催された取締役会において、秋津勝彦氏が代表取締役に選定されました。

(ご参考) 株式併合に伴う当社普通株式のお取扱いについて

当社は、本日開催の第67期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において、株式併合にかかる議案ならびに定款一部変更にかかる議案が原案どおり承認可決されましたので、平成29年10月1日をもって、当社の株式の単元株式数を100株に変更し、普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたします。

つきましては、株式併合および単元株式数の変更についてよくある質問をおまとめしましたので、ご案内申し上げます。

Q 1 : 株主は何か手続きが必要ですか。

A 1 : 特に必要なお手続きはございません。

Q 2 : 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2 : 次のとおり予定しております。

平成29年9月26日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日 変更後の単元株式数100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 株式併合ならびに発行可能株式総数および単元株式数変更の効力が発生します。

Q 3 : 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3 : 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数の10分の1を乗じた株数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	5,000株	5個	500株	5個	なし
例2	2,500株	2個	250株	2個	なし
例3	125株	0個	12株	0個	0.5株
例4	1株	0個	0株	0個	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例3および4)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、例4のように効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式として処分の対象となり、株主としての地位を失うこととなります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、上記の例3および4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4：資産価値に影響はないですか。

A4：株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。従って、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Q5：株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A5：株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引のある証券会社または後記の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q6：この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A6：単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引のある証券会社において受け付けております。現在の単元株式数(1,000株)での買取ご請求は平成29年9月25日(月)まで、新しい単元株式数(100株)での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください(単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください)。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社もしくは下記株主名簿管理人へお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

